

（前照灯等）

**第二十九条** 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十二条の規定並びに細目告示第四十二条、第二百十条及び第百九十八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車（被牽引自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。以下この号から第四号までにおいて同じ）の前面には、次の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。

イ 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方百メートル（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、五十メートル）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は二十二万五千カンデラを超えないこと。

ロ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

ハ 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。

ニ 走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわな構造であること。

二 走行用前照灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ 走行用前照灯の数は、二個又は四個であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、一個又は二個、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、一個、二個又は四個であること。

ロ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、この限りでない。

ハ 走行用前照灯は、左右同数であり（走行用前照灯を一個備える場合を除く。）、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

三 自動車の前面の両側には、次の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車には、次の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。

イ すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方四十メートル（第一号イ括弧書の自動車に備えるものにあつては、十五メートル）の距離にある交通上の障害物を

確認できる性能を有すること。

ロ すれ違い用前照灯は、イに規定するほか、第一号ハ及びニの基準に準じたものであること。

四 すれ違い用前照灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ すれ違い用前照灯の数は、二個であること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車にあつては、一個又は二個であること。

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上一・二メートル以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上一・二メートル以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが地上〇・五メートル以上（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上〇・五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

ハ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上一・二メートル以下となるように取り付けられていること。

ニ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から四百ミリメートル以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置）となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあつてはこの限りでない。

ホ すれ違い用前照灯は、イからニまでに規定するほか、第二号ハの基準に準じたものであること。

五 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であつてそのすべてが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を一個、二個又は四個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、一個又は二個）備えなければならない。この場合において、その光度が一万カンデラ以上のものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を一個又は二個その前面に備えなければならない。

六 前号後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯にあつては、前号の規定によるほか、第一号（ロ及びニに限る。）及び第二号ロの規定を、すれ違い用前照灯にあつては第三号（イを除く。）及び第四号（イを除く。）の規定を準用

する。この場合において、第四号ロ中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と、同号ニ中「二輪自動車」とあるのは「最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、二輪自動車」と読み替えるものとする。

七 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前各号の規定によるほか、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造でなければならない。

八 自動車には、次の基準に適合する前照灯照射方向調節装置（前照灯（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯をいう。以下この号において同じ。）の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。

イ 前照灯照射方向調節装置は、すれ違い用前照灯の照射光線を自動車のすべての乗車又は積載の状態において確実に他の交通を妨げないようにすることができるものであること。

ロ 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。

ハ 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。

九 自動車に備える前照灯には、前照灯洗浄器を備えることができる。

十 前照灯洗浄器は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、前照灯の光度を回復するのに十分な洗浄性能を有するものであること。

ロ 第一号及び第三号に掲げる前照灯の性能を損なわないものであること。

ハ 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

ニ 歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのないこと。

十一 前照灯洗浄器は、前号に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ 運転者が運転者席において容易に操作できるものであること。

ロ 灯火装置及び反射器並びに指示装置の性能を損なわないように取り付けられていること。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車	第四号ニ
二 平成十年三月三十一日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）	第七号
三 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	

	第二号ロ及び第九号から 第十一号まで
--	-----------------------

3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和三十五年九月三十日以前に製作された自動車	第一号イ	百メートル（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、五十メートル）	五十メートル（軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時未満の自動車に備えるものにあつては、十五メートル）
	第三号イ	四十メートル（第一号イ括弧書の自動車に備えるものにあつては、十五メートル）	十五メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。ただし、軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時未満の自動車に備えるものでその光源が二十五ワット以下のものにあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができなくてもよい。
	第四号ロ	すれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上一・二メートル以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の	すれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方二十五メートルにおける

<p>二 昭和三十五年十月一日から昭和三十八年十月十四日までに製作された自動車</p> <p>三 昭和四十四年三月三</p>	<p>第四号ハ</p> <p>第五号</p> <p>第一号イ</p> <p>第二号イただし</p>	<p>地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上一・二メートル以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上〇・五メートル以上（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上〇・五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ)となるように取り付けられていること。</p> <p>すれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上一・二メートル以下となるように取り付けられていること。</p> <p>光度が一万カンデラ以上のもの</p> <p>最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車</p> <p>並びに幅〇・八メー</p>	<p>地面からの高さが一・二メートルを超えないこと。</p> <p>すれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方二十五メートルにおける地面からの高さが一・二メートルを超えないこと。光源が二十五ワットを超えるもの</p>
--	---	--	--

<p>十一日以前に製作された自動車</p>	<p>書及び第四号イ ただし書</p>	<p>トル以下の自動車</p>	<p>大型特殊自動車</p>
<p>四 昭和三十五年十月一日から昭和四十八年十一月三十日までに製作された自動車</p>	<p>第三号イ</p>	<p>四十メートル</p>	<p>、三輪自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車</p>
<p>五 昭和三十五年十月一日から平成十七年十二月三十一日までに製作された自動車</p>	<p>第四号ロ</p>	<p>上縁 、下縁の高さが地上〇・五メートル以上 （大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上〇・五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように</p>	<p>三十メートル  中心 となるように</p>

- 4 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・の規定は、適用しない。
- 5 平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、細目告示別添五十二4・2・8・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第869号）による改正前の細目告示別添五十二4・2・8・の規定に適合するものであればよい。
- 6 保安基準第三十二条第三項及び第六項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書及び第七項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版6・1・2・及び6・2・2・の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第四改訂版6・1・2・及び6・2・2・の規定に適合するものであればよい。
- 7 平成二十一年七月十日以前に製作された自動車については、協定規則第二百二十三号補足改訂版5・3・1・の規定は、適用しない。
- 8 平成十八年一月一日から平成二十六年九月三十日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規則の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示  
【2009.10.24.】第29条（前照灯等）

24・1・2・及び4・2・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・の規定に適合するものであればよい。

9 平成十八年一月一日から平成二十三年二月六日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定に適合するものであればよい。

10 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定期則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定期則第九十八号補足第十二改訂版」を「協定期則第九十八号補足第十一改訂版」と、「協定期則第一百十二号補足第十一改訂版」を「協定期則第一百十二号補足第十改訂版」と読み替えることができる。

12 平成十八年一月一日から平成二十四年十月二十三日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二3・27・の規定は、適用しない。

13 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定期則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。